

法務省発表「平成 27 年における難民認定数等について」を受けてのコメント

全国難民弁護団連絡会議

2016 年 3 月 29 日

法務省入国管理局の発表によれば、2015 年の年間の難民認定申請数が初めて 7 千人を超えた。一方で、難民認定者数は一次と異議を合わせて前年（11 人）比で 16 人増となったものの、なお合計が僅か 27 人にとどまっている。また、人道配慮による在留許可数は 79 人であり、2 年連続で減少した。難民認定者数と合わせた庇護数は 106 人となったが、これも 2 年連続の減少であり、前年（121 人）比では 15 人減であった。

1 難民不認定率 99 パーセントの異常事態

難民不認定率（不認定数÷（難民認定数＋不認定数））が、一次においては 5 年連続で、異議においては 3 年連続で 99%を越えた。日本の一部メディアでは就労目的などの制度の「濫用」や「不正」に焦点を当てた報道がされている一方、グローバル・メディアや各国のメディアは、「不認定率 99%」を表題として挙げ、批判や皮肉を交えて報道している¹。

また、申請者の出身国別でみると、トルコ出身者については、1982 年の難民認定制度発足から前年までと同様に、2015 年についても認定例はなかった。2015 年はサハラ以南のアフリカ諸国出身者の認定数が 5 人であったが、エチオピア出身の 3 人以外の 2 人は、裁判で勝訴確定後の認定であった。近年国内情勢が悪化して日本でも申請数が増加したナイジェリアやマリなどの西アフリカ諸国出身者についても、これまでに認定例は報告されていない。また、2015 年、ミャンマーが 2002 年以来で初めて認定者の出身国 1 位ではなくなったが、衝突が続く少数民族地域の出身者でさえも認定がされなくなっている。

現状からは、難民審査機関である法務省入国管理局が「不認定機関」であるとの批判は免れない。難民認定を審査する者は、申請のいわゆる「濫用」・「誤用」などを制限することをいたずらに強調するのではなく、真に「保護」を前提としたマインドセットに基づく仕組みを実現することが求められる。

2 審査手続きの長期化 - 申請から認定までに 7 年超のケースも

2015 年前半の難民審査待ちの件数が 1 万人に達したことが 2 月に報道されたが²、滞留案件数は 2015 年後半期にさらに増加した。法務省入国管理局の発表から計算すると、2015 年末時点での未済案件数は、一次と異議を合わせて前年（9295 人）比で 4,533 人（約 50 パー

¹ 例えば、ロイター通信（英語）、AFP 通信（フランス語）、EFE（スペイン語）、RT（ロシア語）、Al Jazeera（アラビア語）などのグローバル・メディアのほか、ABC 放送（豪州）、RTBF（ベルギー）、Die Welt（ドイツ）、Metronieuws（オランダ）、La Vanguardia（スペイン）、L'Express（フランス）、G1 Globo（ブラジル）、United News of India（インド）、中国日報（中国）、Burunei Times（ブルネイ）、Agência Angola Press（アンゴラ）、L'Expression（アルジェリア）などで報道された。

² 「難民審査待ち 1 万人超 出稼ぎ目的の申請急増」東京新聞（2016 年 2 月 19 日）、<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/list/201602/CK2016021902000256.html>；「難民審査待ち、1 万人超え最多に 申請が急増 15 年 6 月末」共同通信（掲載）（2016 年 2 月 19 日）、http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG11H1W_R10C16A2000000/。

セント) 増となり、1万3828人が一次または異議の審査手続中であった。

全難連は、現在までのところ、2015年の難民認定者27人のうち13人(12件)について把握している。法務省が一次で認定したとする19人のうち、少なくとも2人は、難民不認定取消訴訟での難民の勝訴確定後の認定であった。一人はコンゴ民主共和国出身の男性で、もう一人はウガンダ出身の男性であり、前者は初の難民義務付け訴訟での勝訴事案であった。コンゴ男性は2008年、ウガンダ男性は2009年にそれぞれ難民認定申請をし、申請から難民認定を受けるまでにそれぞれ7年³と6年かかり、その間収容または仮放免という不安定な状況にあった。

訴訟まで行かない場合でも、特に認定事案について、手続きが長期化する傾向がみられた。一次で難民認定された東アフリカ出身者の事案は、申請から認定告知までに2年強かかっていた。異議での難民認定事案は、一次申請から異議での認定告知まで、ネパール事案で約4年半、バングラデシュ事案では約6年、東アフリカ出身者の事案で約7年半の期間がかかったなど、手続きの長期化が続いていることがうかがえる⁴。

難民は、その性質から、申請時に正規滞在か非正規滞在かによって区別されるべきではなく、裁判を含めた難民審査期間中の生活保障の充実化が求められる。その一方で、誤った審査機関の判断が迫害国への送還といった取り返しのつかない結果を招くおそれがある難民認定手続の特殊性を考慮し、適正手続を確保しつつ、早期の保護の実現に向けて制度改善をしていくべきである。

3 過度に厳しい難民認定基準

全難連は、難民該当性の評価において出身国情報の分析を重視する傾向(特に、申請者本人に迫害経験がない事例6、事例7など)を歓迎する一方で、法務省が依然として難民認定基準について極めて狭い(又は誤った)解釈を採用し、保護されるべき難民が適切に保護されていない状況があることを懸念している。現場で支援している者の実感としては、適正な難民認定基準で評価すれば数百人レベルで難民認定があってしかるべきであり、難民条約の趣旨と目的に沿った難民法解釈の適正化と運用がなされていくべきである。

[了]

《問い合わせ先》

全国難民弁護士連絡会議事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-18-6 四谷プラザビル 4階

いずみ橋法律事務所内

電話：03-5312-4826 Fax：03-5312-4543

Eメール：jlnt@izumibashi-law.net

URL：<http://www.jlnt.jp/>

³ 「<日本の難民1>「イモトに元気づけられた」 難民認定まで「7年」コンゴ人男性の苦悩」弁護士ドットコム(2016年1月18日)、https://www.bengo4.com/kokusai/n_4178/。

⁴ 2014年に処理した異議申立ての一次申請から異議の処分までに要した期間について、平均は約37ヶ月であるのに対し、認定案件については約69.7ヶ月と、不認定案件の倍の期間がかかっていることが明らかにされた。(第189回国会、質問第233号参議院議員石橋通宏議員の質問主意書に対する答弁書)。